

号」を「第二項第一号」に改め、同条第九項第一号中「第一項第五号又は第六号」を「第一項第八号又は第九号」に、「同項第五号」を「同項第八号」に改め、同条第十項中「第一項第五号」を「第一項第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

11 農林中央金庫が第五十四条第八項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第八号の規定の適用については、同号イ及びハ中「農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社」とあるのは、「農林中央金庫又はその信託子会社等が合算して、農林中央金庫の子会社」とする。

第七十三条第一項中「第二号、第五号及び第七号」を「から第四号まで、第八号及び第十号」に改める。

(金融機関等による顧客等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正)

第一百五條 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十七号を削り、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号

を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者

第十三条第一項第一号中「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同項第七号中「第二条第二十六号」を「第二条第二十七号」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百六条 附則第六条第一項の規定により新信託業法第八十六条第一項の登録を受けないで旧特定債権法第二条第七項に規定する小口債権販売業に該当する信託受益権販売業を営む者については、前条の規定による改正後の金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第一百七条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五十八條中「信託業法」の下に「（平成十六年法律第 号）」を加え、「第十條第二項」を「第三十條第二項」に改める。

附則第五十九條中「第十條第二項」を「第三十條第二項」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第百八條 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第九十七條第一項第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（日本郵政公社法の一部改正）

第百九條 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第十号中「（信託業務を営む銀行を含む。）」を「又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定す

る金融機関をいう。」に改める。

第四十六条第二号中「信託会社」を「信託業務を営む金融機関」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第一百十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「信託会社又は信託業務を行う銀行」を「信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第一百十一条 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第三号を次のように改める。

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたも

のに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年

法律第四十三号) 第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。) への金銭信託

第十九条中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項の認可を受けた」を「信託業務を営む」に改める。

第二十三条第二項第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関」に改める。

(株式会社産業再生機構法の一部改正)

第一百十二条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に、「信託業法(大正十一年法律第六十五号) 第十条第四項」を「信託業法(平成十六年法律第 号) 第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項」に、「及び第十条(第六号から第八号まで)」を「、第十一条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)」及び第十五条(第五号から第七号まで)に改める。

(株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百十三条 株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

附則第一条ただし書を削る。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

第百十四条 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第十条中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた」を「信託業務を営む」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第百十五条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

(昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。第六十六条第七項において同じ。)に改める。

第六十六条第七項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百六条 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十七条」を「第三百三十八条」に改める。

第三百七条を次のように改める。

第三百七条 削除

第三百三十七条を第三百三十八条とし、第三百三十六条の次に次の一条を加える。

(信託業法の一部改正)

第三百三十七条 信託業法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第三号中「破産により」

を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十七条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産と」を「破産手続と」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附則第十二条第四項中「及び外国証券業者に関する法律」を「外国証券業者に関する法律及び信託業法」に改め、同条第五項中「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の下に「信託業法」を加える。

(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第百十七条 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一

部を次のように改正する。

第八十九条を第九十条とし、第八十八条を第八十九条とし、第八十七条の次に次の一条を加える。

(信託業法の一部改正)

第八十八条 信託業法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号及び第八条第二項第二号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。

第五十二条第二項の表第八条第二項第二号の項を次のように改める。

第八条第二項第二号	会社の登記事項証明書	登記事項証明書
-----------	------------	---------

第五十三条第三項第一号、第五十四条第四項第一号、第六十八条第二項第三号及び第八十七条第二項第三号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第一百八条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号中「(信託業務を営む銀行を含む。)」を「(信託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。) 又は信託業務を営む金融機関」に改める。

(農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第百十九条 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、農業協同組合法第十二条第二項第三号の改正規定中「に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社」を「から第四号までに掲げる会社」に改める。

第一条のうち、農業協同組合法第九十七条の次に二条を加える改正規定中「第十一条の四十七第一項第三号又は第四号」を「第十一条の四十七第一項第五号又は第六号」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第二百二十条 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「、信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。)」を削り、同号クを削り、同号

才を同号クとし、同号ノ中「第六百六十三條第一項」を「第六百六十三條」に改め、同号ノを同号才とし、同号ラからキまでを同号ムからノまでとし、同号ナの次に次のように加える。

ラ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者

（処分等の効力）

第二百一十一條 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百二十二條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。